

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊サ対第296号

令和3年3月30日

熊本県警察サイバーエリート育成体系運用要領について（通達）

【概要】

サイバーエリート（サイバー犯罪上級捜査官、サイバー犯罪捜査官、サイバー犯罪指定捜査員、サイバー犯罪捜査員）として指定した警察官の計画的な育成及び適正かつ効果的な運用を図ることを目的とし、その任務、指定基準等について指示したものである。